

## 懲戒処分の公表

令和6年2月22日

豊橋市長 浅井 由 崇

下記のとおり懲戒処分を行ったので、「豊橋市職員の懲戒処分の公表基準」に基づき公表します。

所属の部局	豊橋市民病院 診療技術局
職種又は職務の級	主査
年齢	50歳代
性別	女
処分内容	減給 10分の1 1月
処分理由（事案概要）	
（概要）	令和5年9月20日（水）午後6時頃、帰宅のため自家用車を運転中、安全運転義務違反により、横断歩道を横断する自転車との衝突事故を起こし、相手方に怪我を負わせた。
（処分理由）	地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」違反。 地方公務員法第29条第1項第1号「法律に違反した場合」及び第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当。
処分年月日	令和6年2月22日